

## 『令和6年度 市税ガイド』正誤表

ページ	訂正箇所		誤	正
4	表2 ①～③		65歳未満の人 (昭和33年1月2日以後の生まれ)	65歳未満の人 (昭和34年1月2日以後の生まれ)
			65歳以上の人 (昭和33年1月1日以前の生まれ)	65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前の生まれ)
5,6	表4 ①, ②		老人控除対象配偶者 (S28.1.1以前生)	老人控除対象配偶者 (S29.1.1以前生)
7	①表	配偶者控除	老人控除対象配偶者(70歳以上： S28.1.1以前生まれ)	老人控除対象配偶者(70歳以上： S29.1.1以前生まれ)
		控除対象扶養親族	特定扶養親族(19歳～22歳：H12.1.2 ～H16.1.1生まれ)	特定扶養親族(19歳～22歳：H13.1.2 ～H17.1.1生まれ)
	老人扶養親族(70歳以上：S28.1.1以 前生まれ)		老人扶養親族(70歳以上：S29.1.1以 前生まれ)	
10	⑦定額減税(特別税額控除)		イ：控除対象配偶者又は扶養親族(国 外居住者除く)	イ：控除対象配偶者及び扶養親族(国 外居住者除く)